

香芝市役所敷地内におけるキッチンカー等移動販売実証実験 出店募集要項

1 目的

市役所周辺に飲食店が少なく、市役所庁舎内においても飲食店やコンビニエンスストア等がないことから、憩いの場やにぎわいを創出することで市役所利用者及び職員の利便性向上を目指すことを目的とする。

2 概要

(1) 場所

奈良県香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所敷地内南側駐車場一部（別紙配置図参照）

(2) 区画

ア 区画：幅 5.0 m × 奥行 4.0 m = 20.0 m² （別紙配置図のうち、赤枠区画）

※ 車両の設備（扉を広げる場合等の作業スペースも含む。）だけでなく、看板、のぼり等の設置位置も使用面積に含める。

イ 1 日当たり最大 2 区画まで（区画①及び②）

(3) 出店形態

ア キッチンカー等の移動販売車により、飲食物を販売する。

イ 車両のほか、区画内であれば看板、のぼり等の設置も可能とする。

(4) 出店日時

ア 令和 7 年 8 月 1 日（月）から令和 7 年 10 月 31 日（金）までの期間のうち、次の（ア）から（エ）までの日を除き、本市が決定した日時において出店することができる。

（ア） 土、日及び祝日

（イ） 公用又は公共用に供する日

（ウ） 来庁者の車両が多く駐車することが見込まれる日

（エ） その他の状況に鑑み、駐車場での出店が適切でないと市長が判断する日

イ 出店することができる日数は、1 つの事業者ごとに、1 週間に 1 回とし、最大 10 日までとする。

(5) 出店可能時間

ア 10 時 00 分から 16 時 30 分まで（準備、片付け、退出等の時間を含む。）

イ 上記のうち、12 時 00 分から 13 時 00 分までの時間帯は、必ず出店する

こと。

(6) 賃借料

ア 1区画ごとの1日の賃借料は、1,000円とする。

イ 本市が発行する納付書により、使用前に納入することとし、納入された賃借料は返還しないこととする。

(7) その他の経費

出店に要する費用は、事業者の負担とする。

(8) 来店者へのアンケート調査

本市が作成するアンケート用紙により、各事業者は来店者に対してアンケート調査を行うこと。最終出店日までにアンケート結果を管財課へ提出することとする。

3 応募資格

(1) キッチンカーの営業等に関して、香芝市内で有効な許可等を有していること。

(2) 申請時点において、本市に納付すべき市税等の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

※ 上記に該当していないかどうかについては、必要に応じて香芝警察署へ照会を行う。

(4) PL保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入していること。

(5) 破産手続開始の決定を受けている場合は、復権を得ていること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。

(8) キッチンカーの営業等に関して、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善されていること。

4 許可条件

(1) 発電機や火気を使用する場合は、消防署等関係機関の指導に従い、消火器の設置等必要な措置を講じること。

(2) 出店場所が駐車場であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。

ア 自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。

イ 車両を動かす際には、前後左右を確認する又は近くの方（隣接出店者含む。）

への声掛けを行うなど、安全運転を徹底すること。

ウ 車両の駐車及び看板等動産の設置に当たって、来庁者や通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。

エ 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。

(3) 衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。

ア 出店者は食品衛生責任者等の資格を有する者とし、出店の際は、原則として資格保有者が現場に常駐すること。

イ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

(4) 庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。

(5) 出店、食品及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。

(6) 本要項に定めるほか、関係法令を遵守し、市長の指示に従うこと。

5 使用制限

(1) 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売、チラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み並びに大音量での音楽の再生等は、禁止とする。

(2) 各店舗でゴミ箱を設置し、出店で発生したごみは全て持ち帰ることとし、庁舎内のごみ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。

(3) 庁舎（敷地内設備を含む。）の電源及び給排水設備は使用不可とする。

(4) 敷地内は全面禁煙とする（加熱式たばこを含む。）。

(5) 飲食用のスペースは、市で用意する。庁舎1階ブルーラウンジの利用、庁舎内1階ロビーに飲食用テーブルセットを設置する。

(6) 許可区画以外の使用（のぼり等の設置を含む。）、駐車等は禁止とする。ただし、作業等のため一時停車が必要な場合は、事前に連絡の上、市が指定する場所を使用することができる。

(7) 酒類及び市長が不適切と認めるものの販売は禁止とする。

6 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがある。なお、契約の解除により、出店者に損失が生じても、補償しない。

(1) 賃貸物件を市において公用又は公共用に供する必要があるとき。

(2) 使用者が条件に違反したとき又は要項に記載する内容に違反していると判明したとき。

(3) 賃貸物件を第三者に使用させ、又は転貸したとき。

7 手続

(1) 申込み

ア 出店を希望する場合は、必要書類を提出すること（提出書類アからケまで）。

なお、提出書類オからケは過去に出店した事業者で提出した内容から変更がない場合は、省略可能とする。内容に変更がある場合や新たに更新した場合は、該当するものを提出すること。

イ 事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能である。ただし、詳細を確認する場合は事前に連絡すること。なお、空き区画については追加募集を行うことがある。

(2) 賃貸借契約

申込者と本市との間で、出店の区画に係る賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 賃借料の納入

使用するまでに賃借料を納入し、出店する。出店当日は、賃貸借契約書及び納入領収書を提示できるよう携帯しておくこと。

(4) 提出書類

	提出書類	内容
ア	行政財産貸付申込書（第1号様式）	出店に係る庁舎（駐車場）貸付申込み
イ	キッチンカー等移動販売出店希望日程表（第2号様式）	出店日の希望
ウ	キッチンカー等出店計画書（第3号様式）	事業の概要、ホームページ等への掲載内容
エ	誓約書（第4号様式）	3応募資格(3)
オ	食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し	
カ	キッチンカー等の営業等に関する許可書等の写し	3応募資格(1)
キ	P L 保険（生産物賠償責任保険）等証書の写し	3応募資格(4)
ク	キッチンカー等の自動車検査証又は記録事項の写し	有効期間が記載されているもの
ケ	キッチンカー等及び販売品目の写真又はデータ（カラー）	キッチンカー等の出店状況やナンバープレートが確認できる写

		真及び販売品目の写真又はデータ（カラー）
--	--	----------------------

(5) 提出期限 令和7年7月24日（木）

(6) 提出先

ア 宛 先 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市総務部管財課

イ 電話番号 0745-44-3338（直通）

ウ メール kanzai@city.kashiba.lg.jp

(7) 提出方法

ア メール、窓口への持参又は郵送にて期限までに提出すること。なお、メールの場合は、送信後電話にて受信の確認を行うこと。

イ 窓口での受理は、8時30分から17時00分までとする。

ウ 郵送での申請は、令和7年7月24日（木）必着とする。

エ 提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加提出を依頼することがある。

8 スケジュール

事前相談・現地確認	必要に応じて随時実施	
募集期間	令和7年7月15日（火）から 令和7年7月24日（木）まで （空きがある場合は、随時募集）	7 手続(1)
日程決定	令和7年7月28日（月）	
許可手続完了	令和7年7月31日（木）	7 手続(2)
実施	令和7年8月1日（金）から 令和7年10月31日（金）まで	

9 日程等の調整

希望日が複数事業者で重複した場合は、下記の基準で日程等の調整を行う。

(1) 下記に該当する場合は、優先的に調整する。

ア 個人事業主の場合は、香芝市内に店舗を構えていること又は香芝市在住であること。法人の場合は、代表者が香芝市在住であること又は主たる営業所の所在地が香芝市内であること。

(2) 上記以外は、申込順に調整する。

1 0 その他注意事項

- (1) 出店スケジュール、出店者情報及び出店の様子は、本市のホームページ及びSNSにて公開する（出店者情報の掲載内容は、出店者の意向による。）。
- (2) 災害等、やむを得ない事情により、急遽出店中止の指示をすることがある。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、本市からの補償は一切行わない。支払済みの使用料については、本人からのキャンセル及び市からの中止命令であっても理由を問わず返金しない。

1 1 問合せ先

御不明な点や御相談等がある場合は、下記までお問い合わせください。

香芝市総務部管財課

電話番号 : 0745-44-3338（直通）

メール : kanzai@city.kashiba.lg.jp

配置図

